

# NEWS LETTER

第28巻 第2号 2021年4月20日

## 日本教育政策学会第28回大会案内

2021年7月10日(土)～7月11日(日)：オンライン開催

日本教育政策学会第28回大会は、2021年7月10日(土)と11日(日)の2日間の日程で、zoomによるオンラインで開催いたします。

今回の大会では、課題研究「With/After コロナ時代の教育と教育政策/統治」、自由研究発表の他に、公開シンポジウムとして「EBPM時代における教育実践と制度改革の枠組みの構築～公立学校の変革支援の枠組みをどう創るか～」を開催します。公開シンポジウムでは、静岡大学のSDGsプロジェクトの報告を行い、2名の指定討論者からコメントをいただき、意見交換します。会員のみなさまにはふるってご参加くださいますようお願いいたします。

第28回静岡研究大会実行委員長 梅澤 収(静岡大学)

### ■ 新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応について

現在、大会の開催に向けて大会実行委員会を中心に準備を進めています。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえて、第三回常任理事会(2021年3月21日開催)において、昨年度に続き今年度の大会も、対面形式での大会開催は困難と判断しました。大会の開催方法等については、4月11日にML配信のメールニュース及び本ニューズレターに記載しております。さらに、追加の情報等が出てまいりましたら、メールニュース及び学会ホームページにて、会員のみなさんにご連絡いたします。



### 日本教育政策学会 ニューズレター 2021年春夏号 <目次>

-第28回大会の開催案内 .....	1
-課題研究3月集会の開催報告 .....	4
-会員企画研究会の開催報告 .....	6
-研究フォーラム .....	7
-事務局より .....	9

## ■ 大会テーマ 教育実践と制度改革の枠組みの構築

### ■ 日程及び時程

○第1日目 7月10日(土)

理事会 10:00~11:30	受付 12:00~	総会 12:45~13:45	公開シンポジウム 14:15~17:15
--------------------	--------------	-------------------	-------------------------

\*編集委員会は別日程：7月4日(10:00~)

○第2日目 7月11日(日)

自由研究発表 9:30~12:00	休憩 昼食 12:00~13:00	課題研究 13:00~16:00
----------------------	----------------------	---------------------

○大会会場：ZOOMによるオンライン開催。

(参加方法などの詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。)

○参加費など

大会参加費 一般会員無料 学生会員無料

○大会の申し込み

①氏名、②所属、③一般会員か学生会員、④傍聴する部屋等を明記して、Google フォームからお申し込みください。Google フォームは発表者が確定した後にお知らせします。

## ■ 公開シンポジウム

テーマ：公開シンポジウムとして「EBPM 時代における教育実践と制度改革の枠組みの構築～公立学校の変革支援の枠組みをどう創るか～」を開催します。

### 【趣旨と構成】

EBPM (エビデンスに基づく政策立案) は、2018 年度以降に各府省等にその推進の専門組織・担当者が置かれ、実施段階に入っており (2021 年 3 月現在)、教育政策における EBPM の現状と今後の方向性を検討する必要があります。そこで、本大会では、「EBPM 時代における教育実践と制度改革の枠組みの構築～公立学校の変革支援の枠組みをどう創るか～」をテーマにします。

構成については、以下の通りです。静岡大学教育学部を中心に、関係する研究者・自治体の参画するプロジェクト (SDGs P1) 「ESD 実践の基盤となる公立学校の組織・カリキュラムのモデル開発」に取り組んでいます。このプロジェクトは、「教師の内発的・創造的な実践・活動⇄学校組織・カリキュラム改革」を制度デザインする方向で、公教育の本質にねざした SIM (Social Impact Management) /LM (Logic Model) の可能性と課題を考えています。このプロジェクト報告を行い、2 名の指定討論者からコメントをいただき、意見交換します。

### 【主な構成】

I 部 (前半) 2つの自治体の学校改革の取り組み：

- ①川根本町<静岡県>
- ②南砺市<富山県>
- ③SDGs プロジェクト報告 櫻井直輝会員 (会津大学短期大学部)  
佐々木織恵会員 (開智国際大学)

II 部 (後半) パネルディスカッション

指定討論者 貞広齊子会員 (千葉大学) 教育政策 EBPM の制度設計の議論から  
石井英真氏 (京都大学) 教育実践の立場から

## ■ 課題研究

テーマ：With/After コロナ時代の教育と教育政策／統治

第10期の課題研究は3年間の統一テーマを<With/After コロナ時代の教育と教育政策／統治>としました。

戦後に形成された公教育はさまざま面で揺らぎを見せています。近年のSociety5.0に向けた教育改変の構想は公教育のかたちを大きく変えようとするものでした。そこに昨年来のコロナ危機下の教育政策が相乗し、公教育の変容がより加速する状況が生まれています。他方で、戦後の教育統治の構造は依然として強固に残っており、それが近年の政治主導型の政策決定とも結び付きつつ、コロナ危機下の教育の困難を増幅させるような事態も見られます。

このように戦後公教育の骨格が維持されつつも、そこに新たな政策決定システムや政治主導による公教育と民間教育事業の関係再編の動きが重なるような状況が生み出されています。こうした動向に焦点を当て、コロナ危機下における教育政策の展開過程と教育統治の構造を明らかにしたいと思います。また、海外の状況についても報告をいただき、国際比較の視点も加えて、教育におけるコロナ対応の日本的な特質を浮かび上がらせたいと思います。

報告：

- ① コロナ危機下の教育政策と地方自治：教育の自律性を支える教育政治のかたち（仮）  
荒井文昭会員（東京都立大学）
- ② with コロナ期の新たな改革構想と教育統治（仮）  
児美川孝一郎会員（法政大学）
- ③ コロナ危機対応教育政策の国際比較：初等中等教育の授業実施状況から（仮）  
園山大祐氏（大阪大学）

## ■ 自由研究発表の募集

自由研究発表は、件名を「自由研究発表申し込み」と明記し、以下の点を記載して5月12日（水）までに、下記のGoogleフォームからお申し込みください。

<https://docs.google.com/forms/d/1e57F3ys1YYdvydIFjiNvblJwNudEheu2VnEQvnR3w/edit>

（送信ボタンを押した後に少し作業が必要です）

申し込みをいただいた会員には、折り返し返信受付完了のメールを送信いたします。返信がない場合は、お手数ですが大会実行委員会までお問い合わせください。

- (1) 電子メールアドレス、(2) 氏名（漢字）、(3) 氏名（フリガナ）、(4) 所属、(5) 教員・院生の別、(6) 発表題目、(7) オンラインシステムの利用履歴、(8) 備考

### ○発表方法

発表に際しては、ご自身のパソコンよりご参加ください。また、zoomの利用方法については別途連絡いたします。

### ○発表時間

発表時間は下記の通りです。質疑・討論はそれぞれの発表ごとにおこない、全体討論は行わないこととします。

個人研究 発表 20分、質疑討論 10分。

共同研究（口頭発表者が2名以上の場合） 発表 40分、質疑討論 20分。

### ○発表要旨集原稿の作成方法

A4 版用紙。ページ数は入れないでください。

分量は、個人研究は2頁以内、共同研究は4頁以内です。図表などを使用される場合、それらを含めて所定のページ数に収めてください。

『発表要旨収録』の体裁を統一するため、こちらで編集させていただく場合や改変をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

[余白] 上下 25mm、左右 19mm 程度（ワードにおける“やや狭い”設定）

[1 頁目]

1 行目 発表題目 14 ポイント

2 行目 サブタイトル 12 ポイント。なければ空白。

3 行目 空白。

4 行目 氏名（所属）10.5 ポイント

※共同研究の場合は口頭発表者氏名に○印をつけてください。

※大学院生の方は、氏名（所属大学院の名称 大学院生）としてください。

5、6 行目 空白。発表題目などが 2 行にわたる際は、この空白は 1 行でかまいません。

7 行目以降 本文を 1 行 40 字×38 行、10.5 ポイントで作成してください。

[2 頁目] は 1 行目から本文を書いてください。

※自由研究発表予定者の方には、上記形式のフォーマット（Word 形式）を送付しますので、そちらをご利用ください。

#### ○発表要旨集原稿の提出方法

自由研究発表予定者の方にお送りしたフォーマット（Word 形式）を使用して原稿を作成してください。原稿は、電子メールの添付ファイルとして送信してください。電子メールの件名は「大会要旨収録原稿」としてください。

要旨原稿〆切 : 2021 年 6 月 4 日（金）

提出先メールアドレス : [jasep2021@gmail.com](mailto:jasep2021@gmail.com)

## ■ 大会実行委員会

梅澤収（静岡大学、委員長） 島田桂吾（静岡大学、事務局長）

○連絡メールアドレス [jasep2021@gmail.com](mailto:jasep2021@gmail.com)

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学 教育学部 島田桂吾研究室 電話 054-238-4708

※連絡手段はメールを基本とするようお願いいたします。

## 課題研究 3 月集会の開催報告

### 1. 研究会の概要

3 月 21 日（日）午前 10 時～12 時 20 分、「2.27 以降の教育政策と学校—教育法制と現場からの検証」をテーマとする公開研究会をオンラインで開催した。第 10 期の課題研究は 3 年間の統一テーマを〈With / After コロナ時代の教育と教育政策（教育統治）〉と定め、その皮切りに今回、2.27 以降のコロナ危機対応の教育政策について教育法制と学校現場から検証することとした。高橋哲氏（埼玉大学）と石垣雅也氏（滋賀県公立小学校教員）をお招きし、報告をいただいた。Zoom の最大参加者数は 59 名に上り、盛況であった（非学会員の参加事前申し込みは 22 名）。司会は課題研究推進担当理事の児美川孝一

郎と横井敏郎が務めた。

### 2. 報告要旨

高橋報告「コロナ危機下の教育政策と法的問題」：コロナ危機下における臨時休校措置には、適切な法的根拠に基づいた判断がなされなかったという「入口」の問題と、猛暑の中、夏休みを切り詰めるようリスクの高い「学びの保障」を強いるという「出口」の問題の 2 点を指摘できる。アメリカの疾病対策予防センターで示される地域決定、専門機関活用、最小限制約という 3 つの原則が日本ではないがしろにされ、文科省はひたすら学習指導要領を守らせることに執着している。他方、教育条件整備はなされず、その裏で膨大な予算を GIGA スクール構想につぎ込んでおり、これは教育政策の病理と言える。石垣報告「コロナ危機下の学校でどう動いたか？」：一斉休校では、文科省は「学習の保障」のためとして家庭学習を課すことを要請し、また ICT の活用を

促したが、家庭学習が困難な子どもたちや非対面の授業が難しい子どもがいるという現実を見ない教育政策である。文科省は柔軟で地方や現場が硬直的という見方がなされるが、文科省は「あらゆる手段を活用して学びを取り戻す」ことを方針として明示している。自分の学校でも夏休みと冬休みを切り詰めることになった。そもそも現場の柔軟さや主体性を奪ってきたのは誰なのかを問わねばならない。

### 3. 質疑

報告後、以下のような質疑応答がなされた。

（質問）文科省は柔軟で、教育委員会や学校が硬直的という見方の問題点について。

（高橋氏）文科省が柔軟化しているのは学校現場での運用方法であって、学習指導要領の遂行に関する法的拘束力は見直されない。現場が硬直的な対応を迫られたのはこうした中央集権的な構造があったからである。

（質問）石垣先生の地元では教職員組合は市教委とどのような話し合いを行ったのか。

（石垣氏）国の要請が決定事項のように現場に認識されていたことに危惧を覚え、市で決まったこととまだ決まっていないことを明示する必要があること、地方教育行政として自律的な判断が必要なことを校長と市教委に申し入れた。こうしたことにより、夏休みを短縮することにはなったが、その期間について市教委は各学校に判断をゆだね、現実に基づいた判断ができるような余地をつくることができた。

（質問）地方教育行政と保健所の協力体制が不十分となる背景にはどんな問題があるか。

（高橋氏）社会福祉政策全般の体制づくりの脆弱さの表れではないか。社会福祉費の抑制、保健所的大幅削減を推進してきた新自由主義政策の見直しが必要ではないか。

（質問）2014年の地教行法改正時には首長との連携に関する課題や懸念が示されてきたが、いま改めてコロナ禍における実態を踏まえて地教行法の改正をどう見るか。

（高橋氏）首長との連携は独立した権限を前提とした専門的判断に基づくものでなければならない。2014年地教行法改正は首長の実効支配、教育委員会への優位性を保障する法的仕組みを作り出そうとしたものである。教委の権限は明文化されているにも関わらず、ソフト面で首長の実効支配を可能とす

るものであることがコロナ禍で鮮明になった。

（質問）子どもの学び・発達にとって、対面であることや集団であるということ、身体的な経験といったことの意義とは何か。

（石垣氏）教室での子どもの些細な反応に基づく教師の声掛けが、その子どもの自主的な質問のきっかけとなることがある。そこから、段階的に主体的な学びにつながっていくことが可能になる。質問や発言、理解における個々の子どものつまづきがどこにあるのかということに気づける関わりを可能にするのが教室という空間であると考えている。

（質問）石垣先生はコロナ禍においてどう子どもの声を聴き、どう行政に要求したのか。

（石垣氏）子どもの安全を守るという視点で市として判断しているかを問うた。教職員組合としてはどうしても教員の労働という観点が強くなる部分があるが、教育条件整備の改善を求めることは単なる数字の改善ではなく、子どもの声や実感に基づく要求でもある。たとえば教室で身体がぶつかってトラブルが生じることで子どもの声がかかってくるので、そうしたことに目を配って教育条件の問題などを見直す要求をしていきたい。

（質問）教職労働の専門性・特殊性について聞きたい。

（高橋氏）世界的に教師の仕事がエッセンシャルワークであると認識されたことがとても重要である。だからこそ、休校は最小限にし、教員の労働条件を保障することが世界的に求められた。子どもの事実に向き合うことが教職専門性の中心にあるのではないか。

### 4. まとめ

最後に課題研究推進担当理事より以下のようにまとめを行って研究会を終了した。コロナ危機において形式的には分権化されながら、それであるがゆえに指導行政が強力に展開されるという戦後日本の教育行政構造があらためて浮かび上がってきた。またこの間の政治主導型の構造改革の影響が、首相の休校要請に表れたように思われる。さらに、教育の民間化・市場化といった動向も報告の中で垣間見られた。今日の研究会により現代の教育政策の構造がよく見えてきたので、これを基礎に課題研究を進めていきたい。（文責 横井敏郎・大沼春子（北海道大学大学院生））

## 会員企画研究会の開催報告

1. テーマ：「コロナ下」での一斉休校 ―その時何があったのか

日時：2020年11月27日（金）18時～20時

場所：オンライン

報告者：小澤雅人氏（東京都公立中学校校長・東京都中学校校長会前会長）

荒井英治郎会員（信州大学）

コーディネーター： 広瀬裕子会員（専修大学）

参加者数：26名（一般参加者含む。うち会員21名）

コーディネーターによる趣旨説明の後、研究会の前半（50分間）で荒井会員、小澤氏の基礎報告が行われた。荒井会員はテーマの背景情報と注意すべき論点を整理し、現代日本の教育課題、コロナ禍の教育課題、新型コロナウイルス感染症に伴う政府の対応、コロナ禍の子どもの現在などについて報告した。続いて小澤氏が、実際に学校はどのように対応したかについて、1月の日本国内での感染者確認から3月の学年末に至る時期を振り返って報告した。新学期以降の対応については別の機会に報告を求める予定である。

後半（30分間）で、二人の報告を土台として荒井会員が小澤氏にインタビューする形で、学校の対応に関する詳細事項を明らかにしていった。その後参加者を交えて質疑応答を行なった。

この研究会では、コロナ禍の学校教育、とりわけ教育に関するガバナンスがどのように機能したのかを明らかにすることを中心的課題とした。メディアなどを通じて中央政府の意向や、また逆に子どもたちが一斉休校で学校に行けない状況などが繰り返し報道される一方で、公立学校の対応について対応判断に関わる基礎自治体の教育委員会や各学校の校長の対応、すなわち教育ガバナンスがどのように機能したのかはほとんど報道されない状況であったからである。

今回の報告者である小澤氏からは、教育委員会の動きにも詳しい学校長のポジションとして、政府方針や教育委員会情報をいつごろどのように受けながら、学校独自にどのような判断をし、保護者等にどのような情報を提供、そして具体的にどのような対応を行ったかについて極めて詳細に聞くことが

できた。参加者と有益な情報共有ができたと考えている。

（文責：広瀬裕子）

2. テーマ：合評会・大桃敏行・背戸博史編『日本型公教育の再検討』（岩波書店、2020年）

日時：2020年11月28日（土）13時～15時

場所：オンライン

進行：広井多鶴子会員（実践女子大学）

挨拶：大桃敏行会員（学習院女子大学）

コメント：武井 哲郎会員（立命館大学）

：貞広 齋子会員（千葉大学）

：荒見 玲子氏（名古屋大学）

参加者数：19名（一般参加者含む。うち会員13名）

武井会員および貞広会員のコメントでは、『日本型公教育の再検討』の主題である「日本型公教育」の「揺らぎ」とその「再編課題」に関して多くの論点が提示されたが、ディスカッションでは、とくに「公共性」と「多様性」との関連が大きな論点となった。1条校を核として均一な教育を保障してきた「日本型公教育」の揺らぎ（多様化）は、一方で外国にルーツを持つ子どもや不登校児童生徒、障害児などの「切実な要求」に応答し、多様な学びを保障することを公的に位置づけるものであるとともに、多様な教育供給主体による多様な学びの場の拡大は、公教育の「複線化」を進め、公教育から子どもを排除することにもなりかねないからである。

そうした問題状況の中、この研究会では、1条校によってすべての子どもを同じように教育するという従来の「日本型公教育」の限界を前提とすることによって、学校の改革か、それとも1条校以外での多様な学びの保障か、という対立図式とは異なる視点が模索されたものと思われる。主には以下のような課題が提起された。「多様性に拓かれた公立学校づくり」（武井）、あるいは、「多様性を含み込んだ公共性」（貞広）をいかに構想するか。供給主体の多様化にともなう学力による序列化をいかに抑制するか。「質保障のシステム」をどのように構築するか。供給主体の増加によって責任主体が拡大・分散するなかで、国や自治体の責任をいかに位置づけるか。

また、行政学を専門とする荒見氏からは、行政学と教育行政学の類似性と違いなどに加え、研究方法について、次のような意見が出された。行政学では共同研究を出版する場合、「個人作業の寄せ集め」か

「完全に共同研究として統合」するかの両極端になる傾向があるのに対し、『日本型公教育の再検討』の場合は、両者のバランスをとって、問題関心や課題を共有する姿勢が高く評価できる。しかしその一方で、「自由」「保障」「責任」というキー概念についても、分析方法や現状認識についても、かなりの程度各執筆者の判断に任されているため、日本型公教育

の「変容」または「揺らぎ」とは何だったのかという問いに対する統一的な見解は示されないままとなっている。

荒見氏の指摘は研究方法や共同研究のあり方を問う重要な指摘であると思われる。また、「日本型公教育」の現在をどう捉えるかに関しては、引き続き問題関心を共有していきたい。(文責：広井多鶴子)

## 研究フォーラム

### 地方自治体における教員研修奨励策とその歴史的変遷

松田 香南

(名古屋大学大学院)

名古屋大学大学院教育発達科学研究科大学院生（博士後期課程2年次）の松田香南と申します。この度、日本教育政策学会ニューズレターにおける若手研究者紹介ということで、執筆の機会をいただきました。若手研究者としても未熟な身ではございますが、自身の研究や興味関心について、この場をお借りして紹介させていただきます。

私の研究関心は、一貫して「教師に求められる力量とは何で、それは如何に向上させ得るのか」という点にあります。修士論文では、2010年代以降進められた「学び続ける教員像」の具現化へ向かう地方自治体の教員研修政策の分析を行いました。

2012年に中央教育審議会（以下、中教審）の答申で「学び続ける教員像」の具現化が打ち出され、2015年の中教審答申では、その具現化策として、教員の資質能力のスタンダードとして位置づく教員育成指標の策定と、それを踏まえた教員研修計画の策定が提言されました。翌年、2016年の教育公務員特例法（以下、教特法）改正によって、教員育成指標および教員研修計画の策定が、全国の任命権者に義務づけられたことで、各自治体が協議会を設置し、2018年には、全国47都道府県・20政令指定都市において、教員育成指標と教員研修計画の策定が遂行されました。

全国の教員育成指標を概観すると、その内容や規定の細かさが、自治体ごとに様々であることがわかります。さらに、教員育成指標には、各自治体の理念としての教員像が示されているものの、それが実際に如何なる影響力を持つのかを見ることはできません。そこで、教員育成指標を実際に教員研修で運用するための教員研修計画の内容について、詳細の検討を行いました。教員研修計画には、①研修の基本方針、②研修体系、③研修の時期・方法・施設、④研修の奨励方途・研修の効率的な実施策、⑤研修の効果検証方途、などの事項を規定することが、教特法によって示されています。全国の教員研修計画を概観すると、すべての自治体で貫徹されていた点として、教員育成指標に定める教員の資質能力とリンクするように、教員の研修内容が設定されていました。一方、自治体によって様々な特質が見られたのは、教員の研修を奨励するための施策であり、上述した教員研修計画の規定の④に該当する内容です。

教員研修奨励策には、自治体ごとの様々な施策が見られます。例えば、各教員の研修状況の把握および促進を図る、研修受講管理システムの導入です。この受講管理システムは、教育委員会などの行政機関や学校の管理職が各教員の研修状況を把握し、指導助言を行うために用いられたり、教員自身が、行政研修の受講を申し込みする際に用いられるものです。また、教員の人事評価制度と関連を持たせることで、教員に研修を促し、それを人事評価へ繋げる仕組みをつくる自治体もあります。これらは、教員の研修を管理し、指導・助言につなげる方針のものですが、特に教員研修と人事評価制度

との連動については慎重な議論が必要であり、教師の研修権の観点からすると多くの問題が生じ得る施策と言えるでしょう。

その他、教育委員会や教育センターが企画する研修講座によって、教員の研修機会を設けるとする自治体が多く見られます。例えば、多くの自治体では、教員が勤務時間外に任意で受講可能な講座として、「希望研修」が実施されています。さらに、学校教育における ICT 導入の広がりから、教員の研修においても、「いつでも、どこでも受講できる講座」として、ウェブ研修が、広く実施されています。ウェブ研修は、教員の働き方改革の動向や、特に 2020 年以降の新型コロナウイルス感染拡大防止の動向を受け、より急速に広がっている研修の実施形態と言えるでしょう。これらは、教員が任意で、また効率的に研修を受講できるとする方針の施策です。教員の研修機会として必要なものではありませんが、教員にとっての研修があまりに受け身の、講座や動画コンテンツを提供してもらえ「サービス」とならないよう、多種多様な研修機会の保障が必要です。

また、近年では、「OJT の充実」などとして、各学校内での研修を促進するための施策が積極的に進められています。例えば、各学校への指導主事派遣や、校内研修ファシリテーターの育成、校内研修で取り組む研修プログラムやそのためのツールの提供などが挙げられます。さらに、これまで校外で実施してきた行政研修の一部を校内で実施するようなプログラムも見られます。教員の力量形成における校内研修の役割は、長年にわたり重要視されてきました。校内研修は、各学校が直面する状況を踏まえ、その学校の教員全体で課題を共有し、検討と実践を積み重ねていく、教員集団による重要な研究活動です。校内研修の促進を図る施策であれば、学校に外から研修の課題やツールを提示するのではなく、各学校が内発的に課題を見つけながら、研修を活性化させ得る施策が求められるでしょう。

最後に、少数ではありますが、自治体によっては、教員の自主的研究会に対する補助金給付を行う事例も見られます。この場合、給付の対象は自治体が示す条件に合う団体に限られるという限界がありますが、教員の自発的な研修を支える施策として機能するのであれば、重要な取り組みとなるため、今後実態の把握が課題となります。

上述のように、修士論文では、各自治体が教員の研修を奨励するために実施する、様々な施策の整理を行いました。その後は、修士論文で取り上げた現在の教員研修奨励策について、その特徴を歴史的観点で捉えるために、教員研修奨励策の戦後の展開過程についても検討を試みています。

教員の研修奨励策は、1960 年代の、教育研究団体に対する補助金給付事業からはじまります。当時は、国および都道府県規模で結成される研究団体に補助金が給付され、教員の自主的研究サークル等は給付対象から除外されていました。その後、研究指定校制度がはじまったことで、補助金の給付対象が学校単位でも指定されるようになっていきました。

1970 年代に入ると、教員の研修強化が謳われたことで研修の体系化が進み、行政研修を主催する、国・都道府県・市町村の連携が求められるようになります。この頃の研修奨励策はというと、教員の給与水準向上などによる処遇改善によって、研修の強化が求められた教員全体に対する、研修の動機づけが図られていました。研修の奨励策として、教員の処遇改善が図られたのは、この時期特有の方策です。70 年代後半からは、研修開発学校の制度化や、この時期進められた、「校内管理組織」の確立を求める学校組織改革の動向を受け、行政研修の体系化の中に、各学校内での研修を組み込むことが課題とされるなど、校内研修に対するアプローチが見られるようになりました。

1980 年代からは、教員の顕彰制度など、教員個人をモデル化するような施策が導入されると同時に、現在でも実施されているような、指導主事の派遣や、教育委員会が発行する教育誌による情報提供など、研修を奨励する方法やツールが多様となってきていました。

1990 年代以降は、各自治体が研修関係予算の確保が困難な状況にあり、研修事業の見直しに伴い、研修奨励策の方針にも変化が見られます。すなわち、各学校で、校長が各教員の研修計画の立案から遂行に関する指導を行い、行政機関は、その「支援」として、研修講座の開催や指導主事の派遣などを行う方針が示されるようになりました。これは、2000 年代には「教員・学校支援型行政研修」として説明されるようになります。このような施策方針は、70 年代の学校組織改革により、校内の管理組

織体制が構築されたとの認識ゆえに採られた、行政の業務や負担を縮小したうえでの実施が可能な、研修の管理手段であったと言えるでしょう。そしてこのような施策の路線はいまだ続いており、2016年以降は、教員育成指標と教員研修計画の義務化によって、よりシステマティックな研修体系の上で、様々な研修奨励策が進められていると言えます。

上述のような、教員研修奨励策に関する、国レベルでの大まかな政策変遷を整理したものの、その政策路線のもとでの、各自治体の取り組みについては、詳細な検討に至っておりません。そこで、今後は、特徴的な自治体を事例として取り上げ、その教員研修奨励策を歴史的に分析していくことを課題とし、今後さらなる研鑽を重ね、研究に励んで参りたいと思っています。

## 事務局より

### ■異動・就職等に伴う、新しい住所・所属・メールアドレス等をご連絡ください

本学会のホームページに「住所・所属・アドレス」変更の記入・送信フォームがあります。これらの変更のあった会員は、ご連絡をお願いいたします。

古い登録情報のままですと、学会年報や「メールニュース」等をお届けすることができません。

### ■年会費はすべて口座振り込みです

年会費はすべて振り込みです。2021年度の会費は、下記の口座にお振り込み下さい。

一般会員 8000 円                      学生院生会員 5000 円

〔郵便振替口座記号番号〕 00160-2-630596

加入者名：日本教育政策学会

〔ゆうちょ銀行口座〕      〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座0630596

### ■「会員企画研究会」にふるってご応募ください

会員が企画する研究会に対して、一件2万円 の補助を行なっています（講師料、交通費、会場使用料、資料や開催通知の作成等）。希望される方は、学会事務局にメールで申請してください。申請書は学会 HP からダウンロードしてください。

⇒<http://jasep-web.jp.org/wp/研究企画/会員企画研究会/>

会員企画研究会を行う場合は、事前に研究会の開催を学会会員に知らせ、研究会開催後、その概要を事務局に報告してください。HPとニューズレターに掲載します。

### ■中嶋会長が教育関連学会連絡協議会・運営委員に選出されました

日本学術会議の「協力学術研究団体」として認められたことにより、本学会は昨年3月から「教育関連学会連絡協議会」に入会しております。

入会后初の同連絡協議会運営委員会委員選挙が、電子投票（3月10日締切）によりございました。この投票結果をうけて、3月13日に開催の同連絡協議会総会（Zoom開催）において、本学会の中嶋哲彦会長が、運営委員会委員に選出されました。任期は、2024年3月までとなります。

### 【寄贈図書】（2020.9.1～2021.4.20）

以下の図書をご寄贈いただきました。ありがとうございました。

○クリスティ・クルツ著・仲田康一監訳・濱元伸彦訳『学力工場の社会学 英国の新自由主義的教育改革による不平等の再生産』、明石書店、2020年12月。

○川上泰彦編著『教員の職場適応と職能形成—教員縦断調査の分析とフィードバック—』（兵庫教育大学

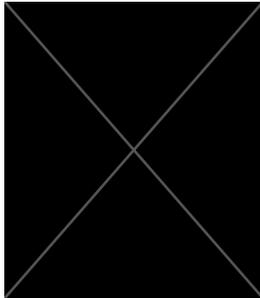
教育実践叢書第6号)、ジアース教育新社、2021年1月。

○園山大祐編著『フランスの高等教育改革と進路選択 学歴社会の「勝敗」はどのように生まれるか』明石書店、2021年3月。

○山下絢著『学校選択制の政策評価 教育における選択と競争の魅惑』勁草書房、2021年3月。

### 【新入会員】 2020.9.1~2021.4.20 (入会申込順)

◎本学会の新しい仲間たちです。よろしくお願いします。



### 【常任理事会の開催】

○日本教育政策学会第10期第1回(通算第136回)常任理事会

2020年9月20日(日)13時00分から15時00分 Zoomにて

#### 【議題】

##### 〔報告事項〕

1. 第10期の体制について
2. 会員の現況
3. 2020年度(第27回)大会の総括
  - 1) 第28回理事会議事録及び第27回総会議事録について
  - 2) 自由研究の総括と課題研究・シンポジウムの開催予定について
4. 今期の課題
  - 1) 年報
  - 2) 研究推進
    - ・第10期の課題研究について
    - ・会員企画研究会について
  - 3) 学会規則・規程の見直し
  - 4) ニュースレターについて
5. 常任理事会の開催スケジュール
6. その他

○日本教育政策学会第10期第2回(通算237回)常任理事会

2020年12月26日(土)13時00分~14時35分 Zoomにて

#### 【議題】

##### 〔報告事項〕

1. 学術会議会員任命拒否問題への本学会の対応について
2. 会員の現況と学会年会費(二年間)未納者について
3. 2020年度(第27回)大会報告
  - ・シンポジウム開催報告
  - ・課題研究開催報告
  - ・大会会計報告
4. 会員企画研究会の開催報告(二件)

##### 〔審議事項〕

1. 2021年度(第28回)大会について

